

社会福祉法人康和会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人康和会（以下「当法人」という。）の定款第10条及び第18条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第5条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 当法人の施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 評議員には、定款第18条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
 - 3 当法人の全理事の報酬総額は、年間3,300万円以内とする。
 - 4 当法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
 - 5 当法人の常勤の理事の報酬月額は、別表2に定める額とする。
 - 6 当法人の非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
 - 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

- 2 この規程は、2025年7月1日一部改正。

別表1（評議員の報酬）

用務の内容	日 額
評議員会への出席	15,000円(税抜)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円(税抜)

別表2（常勤理事の報酬等）

月額報酬

役職名	月 額
理事長	1,250,000円(税込)
常務理事	1,000,000円(税込)
理事	500,000円(税込)

別表3（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

用務の内容	日 額
理事会等会議への出席	15,000円(税抜)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円(税抜)

(2) 監事

用務の内容	日 額
監事監査等への出席	30,000円(税抜)
理事会、評議員会等会議への出席	15,000円(税抜)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円(税抜)